

2011年3月28日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス  
( 第157号 )

## 国家税務総局、 資産再編に係る増値税の取扱を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は2011年2月18日付で、『納税者の資産再編に関する増値税の問題についての公告』(国家税務総局公告2011年第13号、以下、『13号公告』という)を公布しました。『13号公告』は資産再編に係る増値税の取扱について規定にしたもの。従前は明確さに欠けていた、資産再編の過程における貨物譲渡に係る増値税を徴税しない範囲について明確にしています。

『13号公告』では、資産再編の過程において、以下の条件に合致する貨物譲渡は増値税の徴税範囲に属しないと規定しています。

- 納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式を通じて現物資産を譲渡する場合。
- 納税者が全部もしくは一部の現物資産およびそれと関連する債権、負債および労働力を一括してその他の単位および個人に譲渡する場合。

従来、資産再編に係る増値税の取扱については、具体的な再編の方式については触れられていませんでしたが、『13号公告』では「合併、分割、売却、交換等の方式を通じて現物資産を譲渡する場合」と規定し、明確化を図っています。

また、増値税を徴税しない範囲に関しては、『企業の全部の財産権譲渡に際して増値税を徴税しない問題に関する承認・回答』(国税函[2002]420号、以下、『420号文書』という)において「企業の全部の財産権譲渡に係る課税貨物の譲渡は、増値税の徴税範囲に属さないため、増値税を徴税しない」と規定されていましたが、『13号公告』では、「全部もしくは一部の現物資産およびそれと関連する債権、負債および労働力を一括して譲渡する場合」とし、増値税を徴税しない範囲を拡大しています。

さらに国家税務総局が2009年に公布した、『納税者の資産再編に関する増値税政策の問題についての国家税務総局の承認・回答』(国税函[2009]585号、以下、『585号文書』という)では「納税者が資産再編の過程において所属する資産、負債および関連する権利および義務を支配会社に譲渡するが、上場会社の資格を留保する行為

は『420号文書』に定める企業の財産権すべてを譲渡する行為には該当しない」と規定されていましたが、『13号公告』の施行に伴い、『420号文書』および『585号文書』が廃止されるため、上述の上場会社の資格留保に係る制約も撤廃されることとなります。

『13号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および3ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

### 国家税務総局公告2011年第13号 『納税者の資産再編に関する増値税の問題についての公告』

『中華人民共和国増値税暫定条例』およびその実施細則の関連規定に基づき、ここに納税者の資産再編に関する増値税の問題について以下のように公告する：

納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式を通じて、全部もしくは一部の現物資産およびそれと関連する債権、負債および労働力を一括してその他の単位および個人に譲渡することは、増値税の徵税範囲に属さず、これに係る貨物譲渡は、増値税を徵收しない。

本公告は2011年3月1日より執行する。これ以前に処理していない場合、本公告の規定に基づき執行する。『企業の全部の財産権譲渡に際して増値税を徵收しない問題に関する国家税務総局の承認・回答』(国税函[2002]420号)、『納税者の資産再編に関する増値税政策の問題についての国家税務総局の承認・回答』(国税函[2009]585号)、『中国直播衛星有限公司の全部の財産権譲渡に関する増値税の問題についての国家税務総局の通達』(国税函[2010]350号)は同時に廃止する。

以上

国家税務総局

2011年2月18日

【みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳】

---

## 国家税务总局公告 2011 年第 13 号 关于纳税人资产重组有关增值税问题的公告

根据《中华人民共和国增值税暂行条例》及其实施细则的有关规定，现将纳税人资产重组有关增值税问题公告如下：

纳税人在资产重组过程中，通过合并、分立、出售、置换等方式，将全部或者部分实物资产以及与其相关的债权、负债和劳动力一并转让给其他单位和个人，不属于增值税的征税范围，其中涉及的货物转让，不征收增值税。

本公告自 2011 年 3 月 1 日起执行。此前未作处理的，按照本公告的规定执行。《国家税务总局关于转让企业全部产权不征收增值税问题的批复》（国税函[2002]420 号）、《国家税务总局关于纳税人资产重组有关增值税政策问题的批复》（国税函[2009]585 号）、《国家税务总局关于中国直播卫星有限公司转让全部产权有关增值税问题的通知》（国税函[2010]350 号）同时废止。

特此公告。

国家税务总局

二〇一一年二月十八日

### 【ご注意】

- 法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。